

令和 6 年 6 月 12 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01361

研究課題名（和文）情報社会における人格権の保護と情報財の流通に関する私法的規律

研究課題名（英文）Private Law Regulations on Protection of Moral Rights and Distribution of Information Goods

研究代表者

栗田 昌裕（Kurita, Masahiro）

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：30609863

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、人格的利益の保護と情報財の円滑な流通とを適切に調整することを目的として、関連する法領域の制度設計について領域横断的な検討を行った。具体的には、デジタルプラットフォーム事業者との関係において、実効的な個人情報の保護を図るための規制の在り方を検討し、コンテンツ購入者の権利を確保するための立法案を提示するとともに、著作権に基づく差止請求権の沿革を明らかにし、その範囲を私法の一般法である民法と接合可能なものにしたうえで、憲法上の権利ないし価値の衡量によって限定すべきであることを論じた。そのほか、人工知能（AI）の社会実装に伴う法的課題について検討を加えた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、領域横断的な検討により、デジタルプラットフォーム事業者における個人情報の保護のためには、それが競争優位をもたらすような制度設計が望ましいこと、コンテンツ購入者の適正な利益の保護のためにはそれを権利として構成する必要があること、著作権に基づく差止請求権が民法上の物権的妨害排除予防請求権に由来するものであり、権利の侵害を除去できる最善の地位にある者には広く差止めを請求できるべきであり、その限界は対立する権利又は利益との衡量によって決定されるべきことを明らかにした。また、同じ見地から、感染症の流行下にあっては、生命、身体又は公衆衛生の利益に個人情報の保護の利益が劣後し得ることを論じた。

研究成果の概要（英文）：In this study, I conducted a cross-disciplinary study on the design of law with the aim of appropriately balancing the protection of rights for personality (German: Persönlichkeitsrecht) and the distribution of information goods. Specifically, the study examined the nature of regulations for effective protection of personal data in relation to digital platforms, proposed legislation to secure the rights of content purchasers, clarified the history of the right to demand an injunction based on copyright and made its scope joinable with civil law, a general law of private law. And it argued that the scope of the injunction right should be limited by the balance of constitutional rights and values. In addition, it discussed legal issues associated with the implementation of Artificial Intelligence (AI) in society.

研究分野：民法

キーワード：情報法 知的財産法 著作権法 AI パーソナルデータ プライバシー 個人情報 差止請求権

1. 研究開始当初の背景

インターネットを介した情報の流通によって、知的財産権のほか、名誉権やプライバシー権をはじめとする人格権が侵害されるおそれがある。これらの権利の保護は情報の自由な流通に対して制約的に作用するため、対立する権利ないし利益を適切に衡量して制度設計をすることが求められる。例えば、判例は、プライバシーに属する情報の公表については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に権利侵害を認めるという判断を行っている（最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁、最判平成29年1月31日決定判時2328号10頁〔検索事業者に対する検索結果の削除請求について公表されない法的利益の優越の明白性を要件とした例〕）。ところが、情報の流通によって侵害される権利ないし利益は、異なる法領域において格別の保護を享受しており、多層的な保護の構造が必ずしも整理されてはいなかった。このことは、判例法が認めるプライバシーの権利とは一応区別された問題として憲法上のプライバシーの権利及び自己情報コントロール権の内容や関係が議論されているところに端的に表れている。とりわけ、本研究開始当初は、EU個人データ保護指令12条b項及び14条1項a号を根拠とする「忘れられる権利」(EU一般データ保護規則17条参照)が、検索事業者に検索結果から特定の情報を削除するように請求する権利という当初の内容を離れて、これをプライバシーとは異なる固有の権利と理解し、あるいは立法指針としての基本的人権と評価する見解等が主張され、議論が錯綜していた。

また、インターネットを介した情報の流通については、機会操作性・無視不可能性・意識不要性・執行機関の不要性といった特徴を有するアーキテクチャによる「規制」が特に重要である。例えば、アーキテクチャの一つである技術的保護手段(コピープロテクション)によって法的に認められている情報の利用が事実上不可能になってしまうことがあり得るが、これは表現の自由等の対立利益を考慮して画定された権利の範囲をアーキテクチャが上書きしているといえる。さらには、利用規約(約款)による契約上の制約がこうした「規制」を法的にも補強する役割を果たしていた。そのため、個人の人格的利益と情報財の流通を適切に調整するためには、アーキテクチャと契約による法の上書きへの対応を視野に入れた理論の構築が急務となっていた。

2. 研究の目的

本研究は、民法学の視点から情報に対する権利を体系化し、その侵害に対する救済方法を検討するとともに、情報財の円滑な流通との調和を図るものである。

具体的には、権利の内容決定、救済手段の選択、対立利益との調整という分析視角を設定した上で、第1に、「忘れられる権利」に代表されるように、憲法、個人情報保護法及び民法の各領域において論じられるプライバシーの権利などの人格的利益の内容と限界について体系的な考察を行う。また、第2に、アーキテクチャによる規制が「私物化された法」として機能する局面を例として、情報に対する財産権の限界と救済方法の選択について論じる。

3. 研究の方法

前記の目的を達成するため、本研究では、公法と私法との領域横断的な研究を行い、個人の権利の保護と情報の自由な流通との調整のために必要な規制の体系化を行う。また、情報分野において先進的な議論を行い、立法による対応例を豊富に有するEU法と、その国内法化の経験の有し、日本法と基本的な構成を共有するドイツ法との比較法を行う。

4. 研究成果

本研究開始当初、アーキテクチャによる規制の主体としては、検索事業者が主として想定されていた。しかし、その後の技術の発展と社会の変化により、現在ではより広くデジタルプラットフォーム事業者のアーキテクチャの設計と利用規約(約款)とが法を上書きし得るものとして懸念の対象となっており、自動運転技術の急速な発展は人工知能(AI)の社会実装に伴う法的責任の問題を提起していた。そのため、本研究課題の解決のため、これらの社会の変化を取り入れる形でより広い視野から研究を進めた。また、2020年度以降のコロナ禍は、病歴等のセンシティブ情報についても、個人情報保護法上の要配慮個人情報又は民法上のプライバシーに属する情報としての保護と、その円滑な流通によって公衆衛生の向上と本人の診療に役立てるべきという要請との対立とが先鋭化した。これらの本研究課題に関連する社会問題の解決のため、本研究では、以下のような研究を行った。

第一に、AIの社会実装に伴う法的問題を民法学の基礎理論から考察した。自動運転車やスマート・ロボットの事故を素材として民事責任の帰属とその帰責原理を検討し、ブラックボックス問題により判断過程の分析が不可能であり、自然人を前提として発展してきた「過失」概念や有

体物を前提とする製造物責任を AI に応用するのは困難であり、危険責任や報償責任による企業への帰責の可能性はあるものの、AI の利用を違法評価することはその活用による便益を阻害するおそれが高いことから、無過失補償制度や強制保険の活用可能性を検討すべきとの結論を得た（栗田昌裕「自動運転車の事故と民事責任」法律時報 91 巻 4 号 27-33 頁、同「ロボット事故と民事責任」日本ロボット学会誌 38 巻 1 号 41-46 頁）。

第二に、デジタルプラットフォーム事業者の保有する個人情報の保護について検討し、データポータビリティ制度の整備や情報開示義務の設定によって顧客がプライバシー保護に積極的な事業者を容易に選択できるようにし、公正かつ自由な競争を通じて個人情報及びプライバシー保護を実現すべきとの暫定的な結論を得た。事業者の内部で行われる個人情報の取扱いは外部からの監視が困難であり、EU 法の一般データ保護規則（GDPR）のような高額な課徴金による威嚇にも事実上の参入障壁となるなどの弊害が指摘されているため、個人情報の適切な管理や厳格なプライバシーポリシーそのものが事業者の競争優位を導くように制度設計すべきことを提言したものである（栗田昌裕「デジタルプラットフォームと個人情報の保護」現代消費者法 48 号 44-52 頁〔2020 年消費者法学会予稿〕、同「デジタルプラットフォームと個人情報の保護」消費者法 13 号 25-29 頁〔2020 年消費者法学会報告記録〕、同「デジタルプラットフォームと個人情報の保護」（日本評論社、2024 年）121-147 頁〔学会報告後の展開を加筆修正したもの〕）。また、コロナ禍において経験された医療情報の共有の問題を論じ、個人情報の保護は公衆衛生との衡量において劣後すべき場面があることを論じた（栗田昌裕「感染症対策と個人情報の保護?特集 コロナ禍から考える法学の未来(下)権利論とポリティクスを問う ; 権利論篇」法律時報 95 巻 9 号 4-9 頁）。

第三に、代表的な非取引型デジタルプラットフォームの一つであるソーシャルネットワークサービス（SNS）への投稿を題材として、プライバシー侵害を理由とする差止めの要件と範囲について検討した（栗田昌裕「短文投稿サイト『Twitter』を管理運営する者に対する投稿記事の削除請求が棄却された事例 ツイッター投稿記事事件」判例評論 751 号 18-23 頁）。

第四に、著作権に基づく差止請求権としてのインターネット上の情報の削除請求権の性質と限界について、インターネットサービスプロバイダ（Internet Service Provider: ISP）に対する差止請求としてのブロッキング請求の可否、著作権法上の間接侵害論と民法上の物権的妨害排除予防請求権（ネガトリア請求権）との関連を主な分析視角として検討した。その結果として、著作権法に基づく差止請求権は、日本法では著作権法に固有の請求権のようにとらえられているが、その性質は沿革的にも物権的妨害排除予防請求権に由来するものであり、その連続性を重視して妨害を排除できる最善の地位にある者に対して差止請求を広く認めるべきこと、したがって、ブロッキング請求は日本法においても認められる余地があるというべきであり、通信の秘密や表現の自由などの対立利益と財産権保障（憲法学の通説は知的財産権もその保障に含まれるとする）との衡量によって決するべきとの知見を得た（栗田昌裕「著作権に基づく差止請求権とインターネット上の情報の媒介者」（高倉成男ほか編『知的財産法制と憲法的価値』（有斐閣、2022 年）123-151 頁）。

第四に、アーキテクチャによる法の私物化に関連して、インターネットを介して情報財を購入したエンドカスタマーの権利の創設の可能性を論じた。これは、ダウンロード販売されたビジネス用ソフトウェアと電子書籍の転売をめぐる EU 法における対照的な二つの裁判例と、ドイツ法における、所有権に対する役権に示唆を得て、著作権に対する利用者の権利を創設しようとする学説に示唆を得たものである。ダウンロード販売が主流であれば、消尽の原則の適用の可否を論じることによって著作権の限界を画することができるが、コンテンツの管理がデジタルプラットフォーム事業者に委ねられており、いわゆるサブスクリプション型のビジネスモデルが一般化していることに鑑みると、複製物の流通の自由を基礎を置く消尽の原則の拡張は必ずしも適切ではない。むしろ、購入した電子書籍がデジタルプラットフォーム事業者によって改変されたり閲覧を制限されることに対して、エンドカスタマーの正当な権利を保護するため、その地位を従来の通説的な理解である著作権の行使を受けないという不作為請求権を有するというだけの立場から、一定の積極的な行為を請求できる権利へと再構成すべきであることを指摘した（栗田昌裕「デジタルコンテンツの流通と消尽原則 EU 法及びドイツ法を中心とした考察」情報通信政策研究 5 巻 1 号 49-76 頁、栗田昌裕「著作権に基づく差止請求権とインターネット上の情報の媒介者」高倉成男ほか編『知的財産法制と憲法的価値』（有斐閣、2022 年）123-151 頁）。

そのほか、当初の研究目的にかかわる物権的請求権、著作権の保護範囲、著作者の人格的利益当について継続的に判例評釈等を公表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 263
2. 論文標題 第三者による賃借物の占有と妨害排除	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 102-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 262
2. 論文標題 民法194条に該当する善意占有者の使用収益権	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 132-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 506
2. 論文標題 ツイッターの運営者に対するプライバシーに属する事実を摘示するツイートの削除請求が認められた例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 146
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 499
2. 論文標題 交通事故による車両損傷を理由とする損害賠償請求権の消滅時効の起算点は身体傷害とは各別に判断され るとした事例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 13
2. 論文標題 デジタルプラットフォームと個人情報の保護	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 消費者法	6. 最初と最後の頁 25-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 751
2. 論文標題 短文投稿サイト『Twitter』を管理運営する者に対する投稿記事の削除請求が棄却された事例 ツイッター投稿記事事件	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 18-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 5(1)
2. 論文標題 デジタルコンテンツの流通と消尽原則 EU法及びドイツ法を中心とした考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 情報通信政策研究	6. 最初と最後の頁 49-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 1565
2. 論文標題 独占的ライセンスと差止請求権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 40-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 38(1)
2. 論文標題 ロボット事故と民事責任	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本ロボット学会誌	6. 最初と最後の頁 41-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 48
2. 論文標題 デジタルプラットフォームと個人情報の保護	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 44-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 475
2. 論文標題 医療給付を行った保険者が代位取得した不法行為に基づく損害賠償請求権の遅延損害金の起算日	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 129
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 248
2. 論文標題 『虚偽』の事実 受け手の考慮〔パチスロ機パテントブール事件〕	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 228-229
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 1160
2. 論文標題 ドイツ法におけるサイトブロッキングと物権的請求権	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 67-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 38-1
2. 論文標題 ロボット事故と民事責任	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本ロボット学会誌	6. 最初と最後の頁 41-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 244
2. 論文標題 発明者名誉権に基づく補正手続請求〔傾斜測定装置事件〕	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 186-187
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 475
2. 論文標題 医療給付を行った保険者が代位取得した不法行為に基づく損害賠償請求権の遅延損害金の起算日	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 129
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 91-4
2. 論文標題 自動運転車の事故と民事責任	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 27-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 242
2. 論文標題 書籍の廃棄と著作者の人格的利益	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 84-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 5件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 栗田昌裕
2. 発表標題 コメント：個人情報保護法制における「同意」と自己決定の性質 (松前恵環先生)
3. 学会等名 パーソナルデータ+ 研究会 (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 栗田昌裕
2. 発表標題 自動運転車の事故に関する民事責任とその帰責原理
3. 学会等名 CASE研究会 (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 栗田昌裕
2. 発表標題 デジタルプラットフォームと個人情報の保護
3. 学会等名 日本消費者法学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 栗田昌裕
2. 発表標題 デジタルコンテンツの流通と消尽の原則
3. 学会等名 情報通信法学研究会メディア法分科会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 栗田昌裕
2. 発表標題 ドイツにおけるブロッキング
3. 学会等名 日本国際著作権法学会(ALAI JAPAN)（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 栗田昌裕	4. 発行年 2024年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 506
3. 書名 中田邦博 = 鹿野菜穂子編 『デジタル時代における消費者法の現代化』（「デジタルプラットフォームと個人情報の保護」（121-147頁）担当執筆）	

1. 著者名 千葉恵美子・潮見佳男・片山直也編（掲載記事:栗田昌裕）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 398
3. 書名 Law Practice民法〔第5版〕（掲載記事:栗田昌裕「名誉毀損・プライバシー侵害」）	

1. 著者名 田村善之・山根崇邦編著（掲載論文につき栗田昌裕）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 351
3. 書名 知財のフロンティア1 学際的研究の現在と未来	

1. 著者名 高倉成男・木下昌彦・金子敏哉編著、前田健、今村哲也、栗田昌裕、澤田悠紀、淵麻依子、佐々木秀智、大日方信春、比良友佳理、小島立、山根崇邦、大林啓吾著	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 359
3. 書名 知的財産法制と憲法的価値	

1. 著者名 曾我部真裕 = 林秀弥 = 栗田昌裕	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 462
3. 書名 情報法概説〔第2版〕	

1. 著者名 栗田昌裕ほか（山本龍彦編、共著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本経済新聞社	5. 総ページ数 473
3. 書名 AIと憲法	

1. 著者名 栗田昌裕ほか（山本敬三監修、共著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 304
3. 書名 ストゥディア債権総論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------